

いそどり訪問看護リハビリステーション  
(訪問看護・介護予防訪問看護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 SHOUBU 株式会社が開設する、いそどり訪問看護リハビリステーション(以下「事業所」という。)が行う訪問看護(介護予防訪問看護)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定める。この事業は、疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護(介護予防訪問看護)の必要を認めた高齢者に対し、看護師等が訪問看護(介護予防訪問看護)して、療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅要介護者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定(介護予防)訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- 2 指定(介護予防)訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
  - 3 訪問看護(介護予防訪問看護)の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保険・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定(介護予防)訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

- (1) 名称 いそどり訪問看護リハビリステーション
- (2) 所在地 神奈川県川崎市宮前区平6丁目5-3 グレース宮前101号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、以下の通りとする。

(1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。  
但し、管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、自らも事業の提供にあたる。

(2) 看護職員等 常勤換算2.5人以上

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成し、事業の提供にあたる。

(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は看護職員等と情報共有をし、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成し、事業の提供にあたる。

	正看護師		保健師		准看護師		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	1	1	0	0	0	0	1	0
非常勤(人)	1	0	0	0	0	0	0	0

2023年3月1日現在

(営業日・営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。祝日及び12月31日から1月2日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時00分から午後18時00分までとする。

(3) サービス提供日

土日、祝日は応相談

(4) サービス提供時間

7:00~21:00

(指定(介護予防)訪問看護の提供方法)

第6条 指定(介護予防)訪問看護の提供方法は、以下の通りとする。

- (1) 利用者が主治医に申込み、主治医が交付した指定(介護予防)訪問看護指示書(以下「指示書」という。)により、看護師等が利用者を訪問して(介護予防)訪問看護計画書を作成し、指定(介護予防)訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、かかりつけの医師の指示書の交付を求めるように助言する。
- (3) いずれの場合も、看護の内容や訪問回数等を利用者又は家族に説明し、了承の上、訪問を開始する。

## 2 サービスの回数と時間

居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(指定(介護予防)訪問看護の内容)

第7条 指定(介護予防)訪問看護の内容は、以下の通りとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 認知症患者の看護
- (5) 療養生活や介護方法の教育助言
- (6) カテーテル等の管理
- (7) 在宅におけるリハビリテーション
- (8) 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- (9) その他医師の指示による処置

## (1) 介護保険の対象者

介護保険の要介護の認定を受けられた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」で無い方は、居宅サービス計画に沿った訪問回数とし、訪問時間は30分未満・1時間未満・1時間30分未満のいずれか、又は、利用者の希望と必要性により、それ以上の時間も可能とする。

## (2) 医療保険の対象者

- ① 介護保険の要介護の認定を受けた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」に該当する方は、回数の制限はなしとする。
- ② ①以外の方は、週3日までの訪問看護とする。又、1回の訪問看護時間はおおむね30分から1時間半程度とする。
- ③ 但し、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の『特別指示書』の交付があった場合、交付の日から14日間に限り訪問回数の制限はない。また、介護保険の対象者であっても、その期間は医療保険の対象者となる。

(利用料)

第8条 利用料金等は、以下の通りとする。

- 1 介護保険指定（介護予防）訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その一割、二割、三割の額とする。料金表は別添の通りとする。
- 2 要介護の認定を受けてなく、後期高齢者医療被保険者証を所持している利用者に対し、1日につき基本利用料として、高齢者の医療の確保に関する法律 第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める額を徴収する。交通費は別添利用料金表の通りとする。
- 3 要介護の認定を受けてなく、後期高齢者医療被保険者証を所持していない利用者（健康保険証を所持）に対し、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。交通費は別添利用料金表の通りとする。
- 4 1以外で主治医がその治療の必要につき省令で定める基準に適合していると認められた方には、利用料金は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。交通費は別添利用料金表の通りとする。
- 5 利用者の申出による日常生活上必要とする物品等は実費を利用者が負担する。
- 6 利用料金は原則として、口座振替とする。利用者の希望により、訪問時毎、または、1ヶ月毎の集金や金融機関への振込も可能とする。
- 7 その他の利用料金は以下の通りとする。

医療保険

- ① 利用者の申出による休日または17時以降の時間外に訪問した際の訪問看護料金
  - ② 利用者の申出による長時間に当たる訪問料金
  - ③ 利用者の申出による死後の処置にともなう費用
  - ④ 指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、指定訪問看護の内容及び利用料について説明し、理解を得るものとする。  
①②③は、別添利用料金表の通りとする。
- 8 料金については、あらかじめ利用者や家族に文章で説明し、利用料について理解を得て、支払に同意する旨の文章に署名、捺印をしてもらうこととする。
  - 9 キャンセル料については、別途利用料金表の通りとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 緊急時の対応方法については、あらかじめ主治医、利用者と確認し指定(介護予防)訪問看護を開始するものとする。

- 2 訪問看護師等は、指定(介護予防)訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を講じるものとする。主治医と連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 3 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(介護保険指定(介護予防)訪問看護における通常の事業の実施地域)

第10条 介護保険指定(介護予防)訪問看護における通常の事業の実施地域は、宮前区、高津区、中原区、青葉区、都筑区の全域とする。

(その他の運営についての留意事項)

第11条 当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持させるため、職員でなくなったあとにおいても同様とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、SHOUBU株式会社と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(相談・苦情対応)

第12条 利用者からの相談、苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 当事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、事業所の管理者に報告し、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
  - 1 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村の職員、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
  - 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
  - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則

この規定は2023年3月1日から施行する。